

② 被保険者均等割額の2割・5割軽減対象者の基準が広がります。

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額（※）	
		改正前（令和元年度）	改正後（令和2年度）
5割	27,158円	33万円＋（28万円×被保険者数）以下	33万円＋（28万5千円×被保険者数）以下
2割	43,452円	33万円＋（51万円×被保険者数）以下	33万円＋（52万円×被保険者数）以下

（※）総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。ただし、世帯主や被保険者が65歳以上で、公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

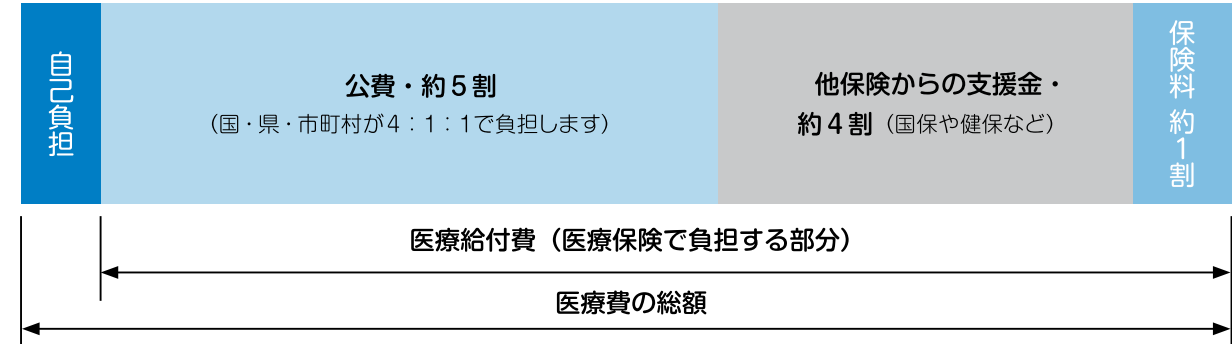
◆ 1人あたりの年間保険料の上限額が変わります。

1人あたり 年間保険料 上限額	改正前（令和元年度）	改正後（令和2年度）
	62万円	64万円

◆ 後期高齢者医療の被保険者数・医療給付費の状況

	実績		推計		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保険者数	125,016人	125,771人	127,346人	127,027人	127,053人
医療給付費総額	1,361億円	1,370億円	1,391億円	1,408億円	1,430億円
1人あたり医療給付費	109万円	109万円	109万円	111万円	113万円

- 高知県では早くから高齢化が進展していますが、被保険者数の増加や医療の高度化などに伴い、今後も県全体の医療給付費総額は増加していくことが見込まれます。
- 高知県の医療給付費総額を被保険者数で平均した1人あたり医療給付費は、入院医療費が特に高いことから、全国平均を大きく上回って推移しており、平成29年度では、全国平均の86万円よりも高い109万円で、都道府県別の順位でも2番目に高い状況となっています。
- 後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用の約5割を国・県・市町村の公費が負担し、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者の皆さまに負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。保険料は、皆さまに安心して医療を受けていただくための大切な財源ですので、納付へのご理解とご協力をお願いいたします。



後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率が決まりました。

- 被保険者均等割額 54,316円
- 所得割率 10.49%

高知県の後期高齢者医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加していますが、基金を活用し、令和2・3年度の保険料率については、平成30年度・令和元年度の保険料率（被保険者均等割額54,394円・所得割率11.42%）から引き下げることとなりました。

令和2年度の個々の保険料額は、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定予定です。

◆ 令和2年度の保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

1人あたりの
年間保険料
(100円未満切り捨て)

=

1人あたり定額の保険料
[被保険者均等割額]
54,316円

+

所得に応じた保険料
[所得割額]
賦課基準額×10.49%

- 賦課基準額とは、総所得金額等（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額です。
- 1人あたりの年間保険料の上限は64万円です。（※100円未満切り捨て）

◆ 令和2年度の被保険者均等割額の軽減が変わります。

① 被保険者均等割額8割・8.5割軽減の特例措置が縮小されます。

「被保険者均等割額」については下表のような軽減措置があります。令和元年度に8割・8.5割軽減の対象だった方は、これまで国の特例措置により軽減割合が上乘せされていましたが、令和元年度から段階的に制度本来の7割軽減に戻す見直しが行われています。

軽減の割合		軽減後の被保険者均等割額		同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額（※）
令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	
8割	7割	10,878円	16,294円	33万円以下で、被保険者全員が公的年金等収入80万円以下かつその他の所得がない
8.5割	7.75割	8,159円	12,221円	33万円以下で上の基準に該当しない

（※）総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。ただし、世帯主や被保険者が65歳以上で、公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

（注意）保険料の軽減は、その年度の4月1日（4月2日以降新たに資格を取得した方は資格取得日）時点の世帯構成による世帯主及び被保険者全員の前年中の所得をもとに算定されます。世帯主及び被保険者のうち、前年中の所得が未申告の方がいた場合、その世帯の被保険者全員の保険料の軽減が判定できませんので、必ず所得の申告をお願いします。